

## 水戸市公告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により次のとおり公告する。

令和5年6月28日

水戸市長 高橋 靖

入札区分	事後審査型一般競争入札(議会の議決に付すべき契約) (特別簡易型総合評価方式)				
工事件名	都市計画道路3・3・2号中大野中河内線(松が丘工区)橋梁上部工製作工(下り線)工事				
工事場所	水戸市東赤塚, 姫子1丁目地内				
工事概要	鋼橋上部製作工事 L=94.0m, W=11.9m, 鋼重 458.8t 橋梁上部桁製作工工事 2径間連続鋼床版箱桁橋製作(橋梁上部桁) 一式 斜路階段製作 一式				
工期	1270日間				
入札参加形態	特定建設工事共同企業体	2構成員(構成員1(代表者), 構成員2)			
	構成員出資比率下限	30%			
予定価格	533,090,000 円 (消費税及び地方消費税を含まない価格)				
最低制限価格	設定しない				
調査基準価格	設定する				
本工事に係る設計業務等の受注者(株式会社千代田コンサルタント)と資本若しくは人事面において関連がないこと。					
入札参加資格・条件	構成員1・代表者	登録工種	鋼構造	格付等級	
		総合数値(契約規程第8条に規定)	鋼構造:700点以上		
		建設業の許可	鋼構造物工事業に係る特定建設業の許可		
		所在地区分	建設業法に基づく主たる営業所 <input type="checkbox"/> 水戸市内 <input type="checkbox"/> 茨城県内 <input type="checkbox"/> 茨城県外 <input checked="" type="checkbox"/> または <input type="checkbox"/> かつ 〃 営業所(支店) <input checked="" type="checkbox"/> 水戸市内 <input type="checkbox"/> 茨城県内 <input type="checkbox"/> 茨城県外		
		技術者	事後審査書類提出日において、当該工種に係る監理技術者を専任配置できること。ただし、参加申請日において次の条件を満たすものとする。なお、本工事における配置予定技術者を、申請時点で1人に特定できない場合は、複数(2名まで)の者を配置予定技術者としてすることができる。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該工種に係る国家資格を有すること。 <input checked="" type="checkbox"/> 監理技術者資格者証の交付を受けており、かつ監理技術者講習を受けていること。 <input checked="" type="checkbox"/> 所属する建設工事業者との間に直接的かつ恒常的な3か月以上の雇用関係にあること。		
	構成員2	施工実績	平成20年度以降に、元請として鋼橋上部工製作工事について、公共団体等での施工実績(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上のものに限る。)を有すること。 ※公共団体等とは、国の機関・地方自治法第1条の3に定める普通地方公共団体及び特別地方公共団体・独立行政法人通則法第2条又は地方独立行政法人法第2条に定める法人・法人税法第2条第5号に定める公共法人とする。		
		その他	本市の市税が課税対象となっており、かつ、当該市税を完納していること。		
		登録工種	鋼構造	格付等級	
		総合数値(契約規程第8条に規定)	構成員1を上回らないこと。		
		建設業の許可	鋼構造物工事業に係る建設業の許可		
設計 図書	構成員2	所在地区分	建設業法に基づく主たる営業所 <input type="checkbox"/> 水戸市内 <input checked="" type="checkbox"/> 茨城県内 <input type="checkbox"/> 茨城県外 <input type="checkbox"/> または <input checked="" type="checkbox"/> かつ 〃 営業所(支店) <input checked="" type="checkbox"/> 水戸市内 <input type="checkbox"/> 茨城県内 <input type="checkbox"/> 茨城県外		
		技術者	事後審査書類提出日において、主任技術者を専任配置できること。ただし、参加申請日において、当該工種に係る国家資格等を有し、所属する建設工事業者との間に直接的かつ恒常的な3か月以上の雇用関係があること。なお、本工事における配置予定技術者を、申請時点で1人に特定できない場合は、複数(2名まで)の者を配置予定技術者としてすることができる。		
		その他	本市の市税が課税対象となっており、かつ、当該市税を完納していること。		
		閲覧	入札情報サービス(PPI)によりインターネット上に公開 URL : <a href="https://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kensa/kanri/ebid/denshinyusatu-top.html">https://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kensa/kanri/ebid/denshinyusatu-top.html</a> 及び契約検査課内閲覧場所		
		質問	受付期間	公告日から令和5年7月12日(水)正午まで(休祝日を除く) FAXによる。 FAX : 029-228-2035	
回答期限	令和5年7月14日(金)午後				

入札参加申請	申請方法	電子入札システムによる。ただし、電子入札システムにより難しい場合には、紙入札参加届出書を提出し、入札参加申請提出書類を持参(申請期間内に財務部契約検査課まで直接提出)すること。
	提出書類	<p>電子入札システムにより電子ファイルで提出すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 一般競争入札参加申請書(様式第12号)</li> <li>イ 一般競争入札参加申請資料(様式第13号)</li> <li>ウ 技術者配置予定表(様式第14号)(ただし、複数の者を配置予定技術者とする場合は、すべての配置予定技術者について提出)</li> <li>エ 元請としての施工実績表(様式第15号)</li> <li>オ 主任(監理)技術者重複申請書(ただし、該当する場合のみ)</li> <li>※ ウの資料について、複数の者を配置予定技術者とする場合は、すべての配置予定技術者について提出する。この場合、配置予定技術者の評価点は、各評価項目において最も低い評価を受けたものをもって算定する。</li> </ul> <p>以下の書類については電子入札システムによる申請後に持参又はFAXにより提出すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>カ 特定建設工事共同企業体協定書(様式第25号)の写し。</li> </ul>
申請期間		令和5年6月29日(木)午前9時00分から令和5年7月19日(水)正午まで
技術資料の提出	提出方法	書留郵便(締切日必着)又は持参(提出期間内に財務部契約検査課まで直接提出)すること。
	提出書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>ア 技術資料の提出について(様式第5号)</li> <li>イ 評価点算出資料一覧表(様式第1号)</li> <li>ウ 工事成績評定評価対象工事資料(様式第6号)</li> <li>エ 企業の施工実績評価資料(様式第2号)</li> <li>オ 配置予定技術者の施工経験評価資料(様式第3号)</li> <li>カ 若手又は女性技術者の配置資料(様式第7号)</li> <li>キ 元請としての施工実績を証明する書類(CORINS(竣工時を原則とする。))を原則とし、その他工事契約書及び設計書又は発注者の証明を含む証明可能な書類とする。ただし、工事の技術的施工内容がわかるものであること。)の写し。</li> <li>ク 監理技術者の国家資格(技術検定合格証明書等)の写し。</li> <li>ケ 監理技術者資格者証及び同資格に係る講習修了を証明する書類の写し。</li> <li>コ 配置予定技術者の経験を証明する書類(CORINS(工事の技術的施工内容がわかるもの)を原則とする。))の写し。</li> <li>※ オ、ク、ケ、コの資料について、複数の者を配置予定技術者とする場合は、すべての配置予定技術者について提出する。この場合、配置予定技術者の評価点は、各評価項目において最も低い評価を受けたものをもって算定する。</li> </ul>
提出期間		令和5年6月29日(木)午前9時00分から令和5年7月20日(木)午後5時00分まで
入札書の提出	提出方法	電子入札システムによる。ただし、電子入札システムにより難しい場合には、持参(提出期間内に財務部契約検査課まで直接提出)すること。
	添付書類	<p>電子入札システムにより電子ファイルで提出すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 工事費内訳書(電子入札システムによる電子ファイルでの添付を原則とする。ただし、事前に承諾を得た場合には持参(提出期間内に財務部契約検査課まで直接提出)することも認める。)</li> <li>※ 持参による提出の際は、入札書及び工事費内訳書を封緘し、封筒の表面には、「入札書在中」と朱書きし、開札日、工事名、入札者の商号又は名称を記載すること。入札書に「くじ番号(任意の3桁の数字)」を記載すること。</li> </ul>
提出期間		令和5年7月21日(金)午前9時00分から令和5年7月24日(月)午後3時00分まで
開札日時		令和5年7月25日(火)午前9時00分
開札場所		財務部契約検査課
事後審査に伴う関係書類	提出書類	<p>入札(開札)終了後、落札予定者は、次の関係書類を提出すること。ただし、複数の者を配置予定技術者とした場合は、1名を選択し、関係書類を提出するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 契約締結予定日から遡って1年7か月以内の審査基準日の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(建設業法第27条の27に基づく通知)の写し。</li> <li>■ 主任技術者の国家資格等(技術検定合格証明書等)の写し。</li> <li>■ 配置予定技術者との雇用関係を証明する書類(健康保険被保険者証等(所属建設工事業者名が記載されていること。))の写し。</li> <li>■ 元請としての施工実績を証明する書類(CORINS(竣工時を原則とする。))を原則とし、その他工事契約書及び設計書又は発注者の証明を含む証明可能な書類とする。ただし、工事の技術的施工内容がわかるものであること。)の写し。</li> <li>■ 入札参加申請時に提出した一般競争入札参加申請書等の原本。</li> <li>■ 特定建設工事共同企業体協定書(様式第25号)の原本。</li> <li>■ 完納証明書(市税に関し滞納がない証明。ただし、証明日が公告日以降のもの)の写し。</li> </ul>
	提出期限	令和5年7月27日(木)午後5時15分まで

支払条件	前金払い	あり	部分払い	あり
	支払い区分については別に定める。			
議会の議決に付すべき契約対象工事			該当する	
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第9条第1項に規定する対象建設工事			該当しない	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 本工事において、次の各号のいずれかに該当する場合は入札を取りやめる。  (1) 本工事の入札開始宣言時までに入札参加者が2者に満たない場合  (2) 応札者が2者に満たない場合</li> <li>■ 調査基準価格を下回る価格で契約した場合、落札者は建設工事請負契約書第10条5項の規定にかかわらず、現場代理人と主任(監理)技術者はこれを兼ねることができない。</li> <li>■ 本工事は、都市計画道路3・3・2号中大野中河内線(松が丘工区)工事に係る分割発注工事であり、本工事の落札者又は同一年度の分割工事を施工中の者は本工事入札以降に執行する同一年度の都市計画道路3・3・2号中大野中河内線(松が丘工区)工事に係る分割工事の入札には参加できない。ただし、前工事が完了した場合はこの限りでない。</li> <li>■ 本工事において、現場代理人を選任するときは、建設業許可における経営管理責任者又は営業所の専任技術者でない者を選任すること。</li> </ul>			
必須事項	本公告に定めるもののほか、入札説明書によるものとする。ただし、それ以外のものについては一般競争入札共通事項・基本様式によるものとする。			

水戸市の都市計画道路3・3・2号中大野中河内線（松が丘工区）橋梁上部工製作工（下り線）工事に係る入札公告に基づく入札については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

## 1 技術資料

- (1) 入札に際し、当該工事に関する施工能力等の審査及び価格以外の評価を行うために必要な資料（以下「技術資料」という。）の提出を求める。技術資料の審査結果によっては、一般競争入札参加資格を認めないことがある。
- (2) 入札書、工事費内訳書及び技術資料が提出されないときは入札を無効とする。
- (3) 基準日は、入札参加申請日とする。ただし、各評価項目において基準日及び期間等を指定した場合は、それによるものとする。

## 2 落札者の決定方法等

- (1) 次の各要件に該当する者のうち、技術資料を評価した評価点に標準点を加えた技術評価点を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。
  - ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
  - イ 評価値が標準点（100点）を予定価格で除した数値を下回らないこと。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、水戸市工事の請負契約に係る低入札価格調査等実施要領に基づき、その者を落札者とせず失格とし、上記ア、イ及び他の参加要件すべてを満たして入札をした他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。
- (2) 価格と技術力とを総合的に評価した結果、落札者となるべき者が2者以上あるときは、「くじ引き」により、決定する。
- (3) 申請書又は技術資料に虚偽の記載をした場合においては、入札参加資格停止措置を行うことがある。

## 3 総合評価による評価値の算定基準

### (1) 評価値の算定方法

評価値は、入札書が無効でないもののうち、予定価格の制限の範囲内のものについて、次の式により算定する。

$$\begin{aligned} \text{評価値} &= \text{技術評価点} / \text{入札価格} \\ &= (\text{標準点} + \text{評価点}) / \text{入札価格} \end{aligned}$$

評価値は、少数点以下第4位四捨五入とする。

※ 評価値は10のべき乗を用いて指数表記とした上、整数第1位又は2位から始まる仮数のみとする。（例： $1.564 \times 10^{-6} \Rightarrow 1.564$ ）

### (2) 技術評価点の配点

標準点と評価点の配点は、次のとおりとする。

標準点 100点、 評価点 14.5点

## (3) 評価点の算定方法

評価点は、次の評価項目及び評価基準に基づいて算定した点数の合計とする。

評価項目	配点	評価基準	評価点
<b>ア 工事成績評定</b> 企業における、過去の工事成績評定点（共同企業体の構成員の場合は出資比率20%以上）の平均値〔小数点以下第2位四捨五入〕により評価する。 ※評価の対象とする工事は、平成30年4月1日から令和5年3月31日までに完成した水戸市発注の工事とし、対象となる評定点がない場合は、平均値を65.0点とみなす。	3.0点	<b>【1位満点方式】</b> 評価点＝3.0点（満点）×（当該競争参加者の平均値－65.0点）÷（競争参加者の内の最高平均値－65.0点） （小数点以下第2位四捨五入1位止め）	満点 3.0点
		評価点が0点未満（当該競争参加者の平均値が65.0点未満）の場合は競争参加を認めない	欠格
<b>イ 企業の施工実績</b> 公共団体等*発注の同種・類似工事を元請けとして施工した実績（共同企業体の構成員の場合は出資比率20%以上）により評価する。 ※評価の対象とする工事は、国内において、平成30年4月1日から当該入札参加申請日までの期間内に完成した工事とする。	1.5点	対象期間に該当する同種工事の施工実績が有り	1.5点
		対象期間に該当する類似工事の施工実績が有り	1.0点
		対象期間に該当する工事の施工実績がなし	0点
<b>ウ 配置予定技術者の施工経験</b> 配置予定技術者が、公共団体等*発注の同種・類似工事を元請の監理技術者（特例監理技術者含む）、主任技術者又は現場代理人として施工した経験（共同企業体の構成員の場合は出資比率20%以上）により評価する。 ※評価の対象とする工事は、国内において、平成30年4月1日から当該入札参加申請日までの期間内に完成した工事とする。	2.5点	対象期間に該当する同種工事の施工実績が有り	2.5点
		対象期間に該当する類似工事の施工実績が有り	1.5点
		対象期間に該当する工事の施工実績がなし	0点
<b>エ 優良工事の受賞</b> 平成30年度から令和4年度における水戸市建設業者ほう賞の受賞（共同企業体の構成員としての受賞を含む）の有無により評価する。	1.0点	水戸市建設業者ほう賞の当該工種（鋼構造）の受賞が有り	1.0点
		水戸市建設業者ほう賞の受賞が有り（鋼構造を除く）	0.5点
		なし	0点
<b>オ 週休2日制工事の施工実績</b> 水戸市内における週休2日制工事の施工実績の有無で評価する。 評価の対象とする工事は令和4年4月1日から当該入札参加申請日までに完成した公共団体等*発注の週休2日制工事における取組証がある場合とする。	1.0点	対象期間に該当する本市発注工事の取組証有り	1.0点
		対象期間に該当する本市発注工事以外の取組証有り	0.5点
		なし	0点
<b>カ 地域内拠点の有無</b> 工事箇所と本店（建設業法に基づく主たる営業所又は営業所に限る。）の所在地に基づき評価する。	1.0点	水戸市内に本店を有する	1.0点
		水戸市内に本店なし	0点

<p>キ 建設業労働災害防止協会への加入 当該入札参加申請日現在における建設業労働災害防止協会への加入の有無により評価する。</p>	0.5点	企業において加入済み	0.5点
		加入なし	0点
<p>ク 災害協定の締結及び基礎的事業継続力の認定の有無 当該入札参加申請日現在における本市との応急対策協定の締結の有無及び国土交通省関東地方整備局長から受けた基礎的事業継続力（BCP）認定の有無により評価する。 ただし、本市との応急対策協定に関しては、協定内容で当該業者が一定の役割を果たすことを確認できる場合とする。</p>	1.0点	災害協定の締結有り かつ基礎的事業継続力の認定有り	1.0点
		災害協定の締結有り	0.5点
		災害協定の締結なし	0点
<p>ケ 防疫業務の実績 茨城県内における茨城県又は本市との家畜伝染病発生時の防疫業務に関する協定に基づき実施した防疫業務の実績の有無により評価する。 評価の対象は、入札日の属する年度の前年度における実績で発注者が当該業務の事実を証明書類により確認できるものに限る。</p>	1.0点	対象期間に市内発生時における該当する業務実績有り	1.0点
		対象期間に市外発生時における該当する業務実績有り	0.5点
		対象期間に該当する業務実績なし	0点
<p>コ 地域活動（ボランティア等）の実績 水戸市内における地域活動（ボランティア等）の実績の有無で評価する。 評価の対象は、令和4年度及び令和3年度において、水戸市が管理する社会資本（道路、公園、公共施設等）における、年間を通じた維持管理に関する活動（道路里親、公園愛護会等）とする。 ただし、当該活動の事実を証明書類（認定書、協定書等）により確認できるものに限る。</p>	1.0点	前年度及び前々年度に該当する活動実績有り	1.0点
		前年度に該当する活動実績有り	0.5点
		対象期間に該当する活動実績なし	0点
<p>サ 若手又は女性技術者の配置 若手技術者又は女性技術者を当該工事に配置の有無で評価する。 評価の対象は、当該工事における現場代理人としての配置とする。 ただし、入札公告日時点で35歳未満の若手技術者又は女性技術者で、当該工事の主任（監理）技術者ではなく、他工事と兼務していない者とする。 また、直接的かつ恒常的な雇用関係があり、入札公告日以前に、3か月以上の雇用関係があるものとする。</p>	1.0点	若手技術者又は女性技術者の配置有り	1.0点
		若手技術者又は女性技術者の配置なし	0点

※公共団体等とは、国の機関・地方自治法第1条の3に定める普通地方公共団体及び特別地方公共団体・独立行政法人通則法第2条又は地方独立行政法人法第2条に定める法人・法人税法第2条第5号に定める公共法人とする。

別記

「ア 工事成績評定」の対象工事は、次のとおりとする。

- ・評価の対象となる工事は、当該工種（鋼構造物）とし、平成30年4月1日から令和5年3月31日までに完成した水戸市発注の予定価格300万円以上の工事で、競争入札で契約したものとする。
- ・共同企業体の構成員として完成した工事实績は出資比率20%以上のものに限る。
- ・工事成績評定については、工事成績評定評価対象工事資料（様式第6号）に記載された工事の評点を発注者において調査し、平均値を算出するものとする。

「イ 企業の施工実績」、 「ウ 配置予定技術者の施工経験」 の評価対象工事は次のとおりとする。

- ・国内において、平成30年4月1日から当該入札参加申請日までに完成した公共団体等発注の同種工事を元請けとして施工した実績。
- ・同種工事とは下記の項目を満たすものとする。
  - (1) 鋼重450 t以上の多径間連続鋼床版箱桁橋の製作を実施した工事
- ・類似工事とは下記の項目を満たすものとする。
  - (1) 鋼重310 t以上の多径間連続鋼床版箱桁橋の製作を実施した工事
- ・共同企業体の構成員として完成した工事实績は出資比率20%以上のものに限る。

(4) 評価項目算定資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

## 支払条件（年度間の限定額）

都市計画道路 3・3・2 号中大野中河内線（松が丘工区）橋梁上部工製作工（下り線）工事は、令和 5 年度から令和 8 年度の 4 か年継続事業により行うものであり、各年度における支払区分を下記のとおりとする。

### 記

#### 1 請負金額の年度別支払区分

年 度	支払限度額
5 年度	230,000,000 円
6 年度	220,000,000 円
7 年度	100,000,000 円
8 年度	残 額

ただし、上記の支払区分については、市の都合により変更することができる。

#### 2 前金払

- ・継続費等に係る契約の前金払については、契約書約款第 35 条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは、「契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末）」と、同条及び第 36 条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の支払限度額」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度以外の会計年度においては、受注者は、歳出予算の執行が可能となる時期以前に前金払の支払を請求することはできない。
- ・その他、水戸市公共工事に要する経費の前金払に関する要項（平成 20 年水戸市告示第 230 号）による。